

西宮市要配慮者支援連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 自然災害から要配慮者の生命及び身体を守り、かつ被害を最小限に抑えるため、平常時から要配慮者の避難支援対策の充実強化を図るとともに、災害発生時には迅速かつ的確な避難支援活動を実施できるよう、西宮市要配慮者支援連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 要配慮者の個別避難計画の作成に関すること。
- (2) 要配慮者への避難情報の伝達体制の整備に関すること。
- (3) 要配慮者の避難誘導體制の整備に関すること。
- (4) 要配慮者の避難支援に関する普及啓発に関すること。
- (5) その他要配慮者の避難支援対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会は別表に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は総務局危機管理室長を、副会長は健康福祉局福祉総括室長、こども支援局子供支援総括室長、教育委員会教育総括室長をもって充てることとする。
- 3 会長は協議会を代表し会務を掌理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は会長の職務を代行する。

(協議会の運営)

第4条 協議会は必要に応じて開催する。

- 2 協議会は会長が招集し主宰する。
- 3 会長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 4 協議会には必要に応じて部課長級検討会及びワーキンググループを置くことができ、その運営については会長が定める。

(結果の報告)

第5条 会長は、第2条の各号に掲げる事項の検討結果について、危機管理監及び健康福祉局長へ報告するものとする。

(部課長級検討会)

第6条 次の各号に掲げる事項を行わせるため、本協議会に部課長級検討会を置く。

- (1) 本協議会の会議に付すべき審議事項の整理に関すること。
 - (2) 要配慮者支援の課題解決に向けた実務的な方策等の検討に関すること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、要配慮者支援の推進を図るために、会長が指示する事項の検討に関すること。
- 2 部課長級検討会は別表に掲げる者で構成する。
 - 3 部課長級検討会に部課長級検討会の会長を置き、第3条第2項に定める会長がこれに当たる。
 - 4 部課長級検討会は必要に応じて開催する。
 - 5 部課長級検討会は部課長級検討会の会長が招集し主宰する。
 - 6 部課長級検討会の会長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を部課長級検討会に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができ

る。

(ワーキンググループ)

第7条 次の各号に掲げる事項を行わせるため、本協議会にワーキンググループを置く。

- (1) 本協議会の会議に付すべき審議事項の整理に関すること。
 - (2) 要配慮者支援の課題解決に向けた実務的な方策等の検討に関すること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、要配慮者支援の推進を図るために、部課長級検討会の会長が指示する事項の検討に関すること。
- 2 各ワーキンググループの構成員は、別表に属する職員のうちから部課長級検討会の会長が任命する。
 - 3 各ワーキンググループにチーフを置き、ワーキンググループの構成員のうちから部課長級検討会の会長が指名する者がこれに当たる。
 - 4 ワーキンググループは必要に応じて開催する。
 - 5 ワーキンググループはチーフが招集し主宰する。
 - 6 ワーキンググループは必要に応じて作業部会を置くことができ、その運営についてはチーフが定める。
 - 7 チーフは必要があると認めるときは、構成員以外の者をワーキンググループに出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。
 - 8 チーフは第1項第1号に掲げる事項に係る会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、部課長級検討会の会長に報告するものとする。
 - 9 前項に定めるもののほか、チーフは第1項第2号又は第3号に掲げる事項に係る検討状況あるいは結果について、部課長級検討会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務局危機管理室地域防災支援課において担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については会長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年7月29日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年3月1日から実施する。

【別表】第3条関係 協議会構成員

○福祉関係団体

団体名	職名
西宮市社会福祉協議会	常務理事
西宮市民生委員・児童委員会	副会長

○地域団体

団体名	職名
西宮コミュニティ協会	会計理事
西宮市老人クラブ連合会	理事長

○防災関係機関

団体名	職名
西宮市消防団	副団長
西宮警察署	警備課長
甲子園警察署	警備課長

○庁内関係課

局	部	職名
健康福祉局	福祉総括室	福祉総括室長
		福祉総務課長
		地域共生推進課長
		福祉のまちづくり課長
	福祉部	法人指導課長
		福祉部長
		高齢介護課長
	生活支援部	障害福祉課長
		生活支援部長
	保健所	生活支援課長
副所長（対人）		
こども支援局	子供支援総括室	保健予防課長
		子供支援総括室長
	子育て支援部	子供支援総務課長
		育成センター課長
	子育て事業部	子供家庭支援課長
		保育所事業課長
	こども未来部	保育幼稚園支援課長
		発達支援課長
地域・学校支援課長		
教育委員会	教育総括室	子育て総合センター所長
		教育総括室長
総務局	総務総括室	教育総務課長
		総務課（情報公開・公文書）担当課長
	危機管理室	危機管理室長
		地域防災支援課長
		災害対策課長
デジタル推進部	災害対策課担当課長	
デジタル推進課（システム標準化）担当課長		
政策局	市長室	広報課長
消防局	警防部	指令課長
		警防課長

【別表】第6条関係 部課長級検討会構成員

○福祉関係団体

団体名	職名
西宮市社会福祉協議会	地域福祉課長

○庁内関係課

局	部	職名
健康福祉局	福祉総括室	福祉総括室長
		福祉総務課長
		地域共生推進課長
		福祉のまちづくり課長
		法人指導課長
	福祉部	福祉部長
		高齢介護課長
		障害福祉課長
	生活支援部	生活支援部長
		生活支援課長
保健所	副所長（対人）	
	保健予防課長	
こども支援局	子供支援総括室	子供支援総括室長
		子供支援総務課長
教育委員会	教育総括室	教育総括室長
		教育総務課長
総務局	危機管理室	危機管理室長
		地域防災支援課長
	デジタル推進部	デジタル推進課（システム標準化）担当課長
消防局	警防部	指令課長
		警防課長

【別表】第7条関係 ワーキンググループ構成員

(防災×福祉課長級ワーキンググループ)

局	部	課
健康福祉局	福祉総括室	地域共生推進課
		福祉のまちづくり課
		法人指導課
	福祉部	高齢介護課
		障害福祉課
	生活支援部	生活支援課
総務局	危機管理室	地域防災支援課

(防災×子供課長級ワーキンググループ)

局	部	課
こども支援局	こども未来部	発達支援課
		地域・学校支援課
教育委員会	教育総括室	教育総務課
	学校教育部	特別支援教育課
総務局	危機管理室	地域防災支援課

(防災×デジタル課長級ワーキンググループ)

局	部	課
教育委員会	教育総括室	教育総務課
総務局	総務総括室	総務課(情報公開・公文書)担当
	危機管理室	地域防災支援課
		災害対策課
	デジタル推進部	デジタル推進課(システム標準化)担当課長